

広島県告示第九百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり訪問看護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
<p>名称 医療法人社団 翠仁会</p> <p>主たる事務所の所在地 福山市新市町大字 戸手二七三番地の二</p>	<p>名称 訪問看護ステーションキク</p> <p>所在地 福山市新辺町大字 川南五四七―三</p>	<p>平成一九年七月二日</p>
<p>株式会社コムスン</p> <p>東京都港区六本木六丁目一〇番一号</p>	<p>株式会社コムスン訪問看護ステーション福山</p> <p>福山市新涯町二丁目三―一五ワークタ イガービル一階</p>	<p>平成一九年六月三〇日</p>